

誰もが活躍できる職場環境づくりに関する協力をお願い

平素は、三重県における雇用・労働行政の推進に格別のご配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県の雇用情勢は、令和8年3月に有効求人倍率が1.16倍となり、改善の兆しがみられる一方で、物価上昇等の影響には引き続き注意が必要な状況にあります。また、経済情勢につきましては、全体として緩やかな回復が続いているものの、中東情勢などの国際情勢を背景に先行きには不透明感がみられます。

こうした情勢の中、今般、改めてのお願いになりますが、障がいの有無や性別等に関わりなく、誰もが活躍できる労働環境を整備するために、下記の事項についてご理解いただき、会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

一 障がい者雇用の推進について

事業主各位のご理解とご協力により、三重県の障がい者実雇用率の水準は、平成25年以降大きく改善してきました。

障がい者とともに働くことが当たり前の社会を実現するため、本年7月に法定雇用率が引き上げ(2.5%→2.7%)られることを踏まえつつ、更なる障がい者の雇用の拡大、職場定着にご配慮いただきますようお願いいたします。

二 女性の活躍推進について

全国に比べ、三重県における男女間賃金格差は大きく、また、管理職に占める女性の割合も低い傾向にあります。女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性活躍推進法において、事業主は一般事業主行動計画を策定し、自社の課題を解消することが求められております。さらに、令和8年4月から一定の規模以上の事業主に男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表が義務付けられ、その要因及び課題の分析とともに改善に向けて取り組むことが重要とされています。

つきましては、同法に基づく取組の事業主への周知啓発についてご協力をお願いいたします。

三 新規学校卒業予定者等の公正な採用選考について

新規学校卒業予定者等の採用については、不合理な差別観念や出生地、性別、性的指向や性自認、障がいの有無、在籍課程(全日制、定時制、通信制)、国籍等、本人の適性や能力以外の理由により就職の機会均等が妨げられることのないよう、公正な採用選考を実施していただきますようお願いいたします。

令和8年6月2日

三重県中小企業団体中央会 会長 三 林 憲 忠 様

三 重 労 働 局 長 渡 辺 聡

三 重 県 雇 用 経 済 部 長 森 吉 秀 男

